

65歳以上の人の令和4年度の介護保険料決定通知書を送付します。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、4月1日現在の被保険者本人と世帯員の市民税課税状況などによって14段階に分かれています。介護保険料決定通知書を6月中旬に送付しますのでご確認ください。

年金からの天引きで納めている人(特別徴収)は、4・6月は令和4年2月の納付額と同額の保険料が差し引かれ、8・10・12・来年の2月は、残りの保険料を各月に振り分けて差し引かれます。納付書や口座振替を利用している人(普通徴収)は、4・5月は保険料の納付がなく、6月～来年3月まで毎月納めていただきます。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

段階	対象者	令和4年度(2022年度)	
		年間保険料額	保険料率
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金の受給者	3万9655円	0.500
	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	5万4327円	0.685
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	5万9483円	0.750
第4段階	世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	7万1379円	0.900
第5段階	世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	7万9310円	1.000 基準額
第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	9万5172円	1.200
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	10万3103円	1.300
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	11万8965円	1.500
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	13万4827円	1.700
第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	14万4741円	1.825
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	15万4655円	1.950
第12段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	16万4568円	2.075
第13段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	17万4482円	2.200
第14段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が1,200万円以上の人	18万4396円	2.325

(※) 公費による低所得者の保険料軽減強化の実施により、令和4年度については、次のとおり第1段階から第3段階が引き下げとなります。
 第1段階:基準額×0.3、保険料が2万3793円・第2段階:基準額×0.435、保険料が3万4500円・第3段階:基準額×0.7、保険料が5万5517円
 ● 年間保険料額は、第1段階から第5段階に該当される方:介護保険法施行令第39条第1項第1号から第5号に規定する金額です。
 第6段階から第14段階に該当される方:介護保険法施行令第39条第1項第6号から第10号に規定する金額です。
 ● 合計所得金額は、市民税の均等割の非課税限度額、及び障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税限度額などに用いる金額です。
 ● 株式等の譲渡損失などの繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額となり、配当所得や株式譲渡所得は、税が源泉徴収され確定申告不要の場合がありますが、確定申告することにより合計所得金額に含まれます。
 ● 合計所得金額は、基礎・医療費・社会保険料・扶養・障害者などの各種の控除を行う前の金額です。(これら控除後の「課税所得金額」とは異なります。)
 ● 介護保険法施行令により、土地や建物の譲渡所得については特別控除後の金額となります。
 ● 合計所得金額に給与所得又は年金所得が含まれている場合は、合計所得金額から10万円を控除した金額を介護保険料の算定に用います。

40歳から64歳の人(第2号被保険者)の介護保険料

加入している医療保険によって
決まり方、納め方が違います。

	決まり方	納め方
国民健康保険	世帯ごとに、世帯にいる40～64歳の加入者の所得及び人数に応じて決まります。	医療保険分と介護保険分をあわせて、国民健康保険の保険料として世帯主が納めます。(保険料の半額は国庫が負担します。)
職場の健康保険	健康保険組合など医療保険者ごとに設定する介護保険料率と給与などに応じて決まります。	医療保険分と介護保険分をあわせて、給与及び賞与から徴収(天引き)されます。(保険料の半額は事業主が負担します。)

● 介護保険事業担当課では第2号被保険者の保険料に関する情報を管理しておりません。(ただし、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。)
 ● 国民健康保険に加入している人が65歳になり、年度の途中で第1号被保険者に変更されても、国民健康保険ではその年度の介護保険料分については、あらかじめ65歳到達月の前月分までの月数で計算しておりますので、第1号被保険者の保険料と重複することはありません。

【お問い合わせ】介護保険事業担当課 保険料担当 TEL.06-6489-6376 FAX.06-6489-7505

65歳以上の方には、年に1回胸部レントゲン検査(結核健診)の受診義務があります。



全国で年間、約1万3千人が結核を発病しています。
尼崎市の結核罹患率※は全国の約2倍高い水準にあります。
 また、患者の8割が高齢者です。※結核罹患率とは人口10万人あたりの結核患者数のこと。
 発見の遅れにより家族や周囲の人に感染が広がった事例があります。
 介護サービスの利用開始前には、ぜひ胸部レントゲン検査をお受けください。

【お問い合わせ】感染症対策担当 TEL.06-4869-3062 FAX.06-4869-3049

**あまがさき
介護保険
だより**

発行:令和4(2022)年6月
 尼崎市介護保険事業担当課
 TEL:06-6489-6343
 FAX:06-6489-7505

尼崎市のホームページアドレス
<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

感染拡大防止のため
 窓口へのご来庁は
極力お控えください
 お問い合わせはお電話で

**介護マークを
ご活用
ください**

配布について

〔配布対象者〕
 市内在住の高齢者を介護されているご家族等
 (持参いただくもの)
 ● 申請者(介護されているご家族)の身分証明書
 ● 介護を要する方の介護保険被保険者証等
 ● 申請書
 〔配布窓口〕
 高齢介護課(市役所北館3階)
 南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課
 各地区保健福祉申請受付窓口
 各地域包括支援センター

【お問い合わせ】高齢介護課
 TEL.06-6489-6356
 FAX.06-6489-6528

(1)

65歳以上の方の令和4年度の介護保険料決定通知書を送付します。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、4月1日現在の被保険者本人と世帯員の市民税課税状況などによって14段階に分かれています。介護保険料決定通知書を6月中旬に送付しますのでご確認ください。

年金からの天引きで納めている方(特別徴収)は、4・6月は令和4年2月の納付額と同額の保険料が差し引かれ、8・10・12・来年の2月は、残りの保険料を各月に振り分けて差し引かれます。納付書や口座振替を利用している方(普通徴収)は、4・5月は保険料の納付がなく、6月～来年3月まで毎月納めていただきます。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

段階	対象者	令和4年度(2022年度)	
		年間保険料額	保険料率
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金の受給者	3万9655円	0.500
	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	(※)	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	5万4327円	0.685
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階以外の方	5万9483円	0.750
第4段階	世帯員に市民税が課税の方がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	7万1379円	0.900
第5段階	世帯員に市民税が課税の方がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	7万9310円	1.000 基準額
第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の方	9万5172円	1.200
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	10万3103円	1.300
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	11万8965円	1.500
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	13万4287円	1.700
第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	14万4741円	1.825
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	15万4655円	1.950
第12段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	16万4568円	2.075
第13段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	17万4482円	2.200
第14段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が1,200万円以上の方	18万4396円	2.325

(※) 公費による低所得者の保険料軽減強化の実施により、令和4年度については、次のとおり第1段階から第3段階が引き下げとなります。

第1段階:基準額×0.3、保険料が2万3793円・第2段階:基準額×0.435、保険料が3万4500円・第3段階:基準額×0.7、保険料が5万5517円

● 年間保険料額は、第1段階から第5段階に該当される方:介護保険法施行令第39条第1項第1号から第5号に規定する金額です。

● 第6段階から第14段階に該当される方:介護保険法施行令第39条第1項第6号から第10号に規定する金額です。

● 合計所得金額は、市民税の均等割の非課税限度額、及び障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税限度額などに用いる金額です。

● 株式等の譲渡損失などの繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額となり、配当所得や株式譲渡所得は、税が源泉徴収され確定申告不要の場合がありますが、確定申告することにより合計所得金額に含まれます。

● 合計所得金額は、基礎・医療費・社会保険料・扶養・障害者などの各種の控除を行う前の金額です。(これら控除後の「課税所得金額」とは異なります。)

● 介護保険法施行令により、土地や建物の譲渡所得については特別控除後の金額となります。

● 合計所得金額に給与所得又は年金所得が含まれている場合は、合計所得金額から10万円を控除した金額を介護保険料の算定に用います。

40歳から64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料

加入している医療保険によって
決まり方、納め方が違います。

	決まり方	納め方
国民健康保険	世帯ごとに、世帯にいる40～64歳の加入者の所得及び人数に応じて決まります。	医療保険分と介護保険分をあわせて、国民健康保険の保険料として世帯主が納めます。(保険料の半額は国庫が負担します。)
職場の健康保険	健康保険組合など医療保険者ごとに設定する介護保険料率と給与などに応じて決まります。	医療保険分と介護保険分をあわせて、給与及び賞与から徴収(天引き)されます。(保険料の半額は事業主が負担します。)

● 介護保険事業担当課では第2号被保険者の保険料に関する情報を管理していません。くわしくはご加入の医療保険者にお問い合わせください。

● 国民健康保険に加入している方が65歳になり、年度の途中で第1号被保険者になっても、国民健康保険ではその年度の介護保険料分については、あらかじめ65歳到達月の前月分までの月数で計算しておりますので、第1号被保険者の保険料と重複することはありません。

【お問い合わせ】介護保険事業担当課 保険料担当 TEL.06-6489-6376 FAX.06-6489-7505

65歳以上の方には、年に1回胸部レントゲン検査(結核健診)の受診義務があります。

全国で年間、約1万3千人が結核を発病しています。

尼崎市の結核罹患率※は全国の約2倍高い水準にあります。

また、患者の8割が高齢者です。※結核罹患率とは人口10万人あたりの結核患者数のこと。

発見の遅れにより家族や周囲の人に感染が広がった事例があります。

介護サービスの利用開始前には、ぜひ胸部レントゲン検査をお受けください。

【お問い合わせ】感染症対策担当 TEL.06-4869-3062 FAX.06-4869-3049



あまがさき 介護保険 だより

発行:令和4(2022)年6月
尼崎市介護保険事業担当課
TEL:06-6489-6343
FAX:06-6489-7505

尼崎市のホームページアドレス
<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp>



配布について

- 〔配布対象者〕市内在住の高齢者を介護されているご家族等
- 〔持参いただくもの〕申請者(介護されているご家族の身分証明書)
- 介護を要する方の、介護保険被保険者証等
- 〔配布窓口〕高齡介護課(市役所北館3階)
- 南北保健福祉センター(南北保健福祉相談支援課)
- 各地区保健福祉申請受付窓口
- 各区域包括支援センター

【お問い合わせ】高齡介護課
TEL.06-6489-6356
FAX.06-6489-6528